

○県立中学校管理規則（平成19年7月10日教育委員会規則第16号）

県立中学校管理規則

平成十九年七月十日
教育委員会規則第十六号

改正	平成二〇年 三月 四日教育委員会規則 第一号	平成二〇年 三月三十一日教育委員会規則 第五号
	平成二一年 三月三十一日教育委員会規則 第九号	平成二二年 三月三十一日教育委員会規則 第九号
	平成二三年 三月三十一日教育委員会規則 第一一号	平成二六年 三月三十一日教育委員会規則 第九号
	平成二六年一〇月二一日教育委員会規則 第一四号	平成二七年 七月二八日教育委員会規則 第一三三号
	平成二八年 三月三十一日教育委員会規則 第八号	平成二九年 三月三十一日教育委員会規則 第四号
	平成二九年 四月二八日教育委員会規則 第七号	平成三〇年 三月三〇日教育委員会規則 第四号
	令和 五年 三月三十一日教育委員会規則 第七号	令和 五年一〇月三十一日教育委員会規則 第一六号
	令和 六年 三月二九日教育委員会規則 第六号	

県立中学校管理規則

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 学年、学期及び休業日（第六条—第九条）
- 第三章 教育課程（第十条—第十四条）
- 第四章 教科書及び教材（第十五条—第十七条）
- 第五章 成績の判定及び卒業等の認定（第十八条—第二十二条）
- 第六章 生徒（第二十三条—第三十六条）
- 第七章 職員の組織及び服務（第三十七条—第五十五条）
- 第八章 学校評価（第五十六条）
- 第九章 施設及び設備の管理等（第五十七条—第六十条）
- 第十章 事務処理（第六十一条—第六十五条）
- 第十一章 雑則（第六十六条・第六十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県の設置する中学校（以下「中学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条第一項に規定する管理運営の基本的事項その他必要な事項を定めるものとする。

（校則等の制定）

第二条 校長は、法令及び条例並びにこの規則その他の規則等に違反しない限度において、その所属する中学校の管理運営等に関する校則その他の規程を定めるものとする。

2 校長は、前項の校則を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けるものとする。

（中学校の男女別及び生徒定員）

第三条 中学校の男女別及び生徒定員は、次の表のとおりとする。

名称	男女別	生徒定員			
		一年	二年	三年	計
千葉県立千葉中学校	男女	八〇	八〇	八〇	二四〇
千葉県立東葛飾中学校	男女	八〇	八〇	八〇	二四〇

(修業年限)

第四条 中学校の修業年限は、三年とする。

(通学区域)

第五条 中学校の通学区域は、県内全域とする。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第六条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年を分けて、次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を分けて、次の前期及び後期の二学期とすることができる。この場合において、校長は、教育上必要あるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、前期及び後期の始期を変更することができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第七条 休業日（授業を行わない日をいう。以下同じ。）は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第七十九条において準用する省令第六十一条第一号及び第二号に掲げる日のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する日

二 学年始め休業日 四月一日から四月五日まで

三 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

四 夏季休業日、冬季休業日及びその他の休業日 第二号の学年始め休業日の末日の翌日からその学年の前号の学年末休業日の初日の前日までの間に、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日

2 校長は、前項第四号の休業日については、省令第百七条において準用する省令第百七条の規定による授業時数を下回らないように定めなければならない。

3 校長は、第一項第二号及び第三号の休業日については、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で増減することができる。

4 校長は、教育上必要があるとき又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業に関する報告)

第八条 省令第七十九条において準用する省令第六十三条後段の規定による報告をする場合においては、校長は、次の各号に掲げる事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 授業を行わない期間

二 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置

三 その他校長が必要と認める事項

(振替授業)

第九条 校長は、中学校の運営上特に必要があると認めた場合には、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うことができる。

2 校長は、前項の規定により授業を行うに当たっては、体育祭、文化祭等の恒例の学校行事に伴う場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第三章 教育課程

(教育課程の編成)

第十条 教育課程は、中学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(併設型中学校)

第十一条 次の表の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して行うものとする。

中学校	高等学校
千葉県立千葉中学校	千葉県立千葉高等学校
千葉県立東葛飾中学校	千葉県立東葛飾高等学校

2 併設型中学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ併設型高等学校の校長と協議するものとする。

(修学旅行)

第十二条 校長は、修学旅行を行うに当たっては、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行を行う場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(校外行事)

第十三条 校長は、教育活動の一環として行う校外行事のうち次の各号に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

- 一 中学校以外の施設を利用する実習及び見学
- 二 運動、技術、芸能等に関する対外競技
- 三 林間学校、臨海学校、スキー教室、登山その他教育委員会の指定する特別な校外行事

2 前項に定める行事（教育関係機関及び教育関係団体の主催又は共催するものを除く。）のうち宿泊を要するものを行う場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(行事の届出)

第十四条 前二条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第四章 教科書及び教材

(教科書)

第十五条 教科書は、文部科学大臣の検定を経たもののうちから、教育委員会が採択するものとする。

(教材の選定)

第十六条 中学校において生徒の指導のために使用する図書その他の材料（教科書を除く。以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

2 校長は、教材を生徒に購入させるに当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

3 前各項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

(副読本等)

第十七条 校長は、生徒に教材として次の各号に掲げる図書を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 一 教科書と併用する副読本、解説書、参考書又はこれらに類するもの
- 二 学習の課程又は休業日に使用する学習帳又はこれに類するもの

第五章 成績の判定及び卒業等の認定

(成績の判定)

第十八条 生徒の成績の判定は、担任教員の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として、校長が行う。

2 前項の判定の方法については、校長が定めるものとする。

(学年の課程の修了)

第十九条 校長は、生徒の履修した教科等の成績が満足できると判定した場合は、学年末において、当該学年の課程を修了したことを認定するものとする。

(原級留置)

第二十条 校長は、当該学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒については、原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項に規定する生徒について同項の規定により原学年に留め置くこととしたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(卒業の認定等)

第二十一条 省令第七十九条において準用する省令第五十八条に規定する卒業証書の様式は、別記第一号様式とする。

(卒業等の認定時期)

第二十二条 卒業を認定する時期は、三月とする。

第六章 生徒

(入学の志願)

第二十三条 中学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）及びその保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）は、県内に住所を有する者でなければならない。

(志願の特例)

第二十四条 前条の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情のある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて中学校に入学を志願することができる。

(生徒募集及び入学者決定)

第二十五条 第一学年の生徒の募集及び入学者の決定の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

(志願手続)

第二十六条 志願者は、所定の入学願書に、必要な書類及び入学検査料を添え、志願する中学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により第一学年に入学を志願する場合には、在籍小学校長等を経由するものとする。

(入学の許可の時期)

第二十七条 入学の許可の時期は、学年の始めとする。

(学年の途中の入学の許可等)

第二十八条 前条の規定にかかわらず、校長は、教育上支障がない場合に限り、正当な理由があり、かつ、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力及び適性があると認めた者が第一学年の途中又は第二学年以上に入学することを許可することができる。

2 前項の許可に関し必要な事項は、校長が定める。

(入学等の手続)

第二十九条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から七日以内に、誓約書（別記第二号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する誓約書に代えて当該誓約書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(保護者が届け出なければならない事項等)

第三十条 保護者は、本人又は生徒が転居又は氏名の変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

2 保護者に変更があったときは、当該変更後の保護者は、改めて前条第一項に規定する誓約書を提出しなければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

(転学及び退学)

第三十一条 転学又は退学をしようとする生徒は、その事由を書面に記し、保護者と連署して、校長に願い出なければならない。この場合において、病気により退学しようとするときには、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、生徒が転学又は退学をした場合においては、当該生徒の転学又は退学の事由を記した書

面、指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び小学校又は義務教育学校の校長から送付を受けた指導要録の抄本又は写しを、転学先の学校又は退学後に当該生徒が就学する学校の校長に送付しなければならない。

（忌引等の取扱い）

第三十二条 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

- 一 忌引
 - 二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止
 - 三 暴風、洪水、火災その他の非常変災による事故
 - 四 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める理由
- 2 前項第一号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。
- 一 一親等の直系尊属（父母） 七日
 - 二 二親等の直系尊属（祖父母） 三日
 - 三 二親等の傍系者（兄弟姉妹） 三日
 - 四 三親等の直系尊属（曾（そう）祖父母） 一日
 - 五 三親等の傍系尊属（おじ又はおば） 一日

3 第一項第二号から第四号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

（表彰）

第三十三条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

2 前項の規定による表彰の手續その他表彰に必要な事項については、校長が定める。

（懲戒処分）

第三十四条 省令第二十六条第一項の規定による生徒の懲戒処分は、退学及び訓告とする。

第三十五条 懲戒処分の告知は、保護者の立会いの下に、校長が行うものとする。

2 この規則に定めるもののほか、懲戒処分の手續については、校長が定める。

（退学処分の報告）

第三十六条 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第七章 職員の組織及び服務

（職員）

第三十七条 中学校には、校長、教員、事務職員、学校栄養職員及びその他の職員を置く。

（職）

第三十八条 前条に規定する職員の職及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
校長	校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。
教員	副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
	教頭	校長（副校長を置く中学校にあっては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
	主幹教諭	校長（副校長を置く中学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
	教諭	生徒の教育をつかさどる。
	助教諭	教諭の職務を助ける。
	講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
	養護教諭	生徒の養護をつかさどる。

事務職員	養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。
	栄養教諭	生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
	事務長	上司の命を受け、事務を掌理する。
	事務主幹 副主幹 主査 副主査	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
学校栄養職員	上席専門員 専門員 主任技師 技師	上司の命を受け、給食の栄養に関する専門的事項に係る業務に従事する。
その他の職員	主任学校技能員 学校技能員	上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。
	主任調理員 調理員	上司の命を受け、給食に関する労務及び作業に従事する。

(学校医等)

第三十九条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が校長の意見を聴いて委嘱する。

(校務の分掌)

第四十条 校長は、法令及びこの規則に定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

(教務主任等)

第四十一条 中学校に、教務主任、学年主任、保健主事及び研究主任（以下「教務主任等」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、第四項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは学年主任を、第五項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、中学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 6 研究主任は、校長の監督を受け、研究に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
- 7 教務主任等は、中学校の教諭（保健主事にあっては、教諭又は養護教諭）の中から校長が命ずる。
- 8 校長は、教務主任等を命じたときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主事等)

第四十二条 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは生徒指導主事を、第四項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。
- 5 前条第七項及び第八項の規定は、生徒指導主事及び進路指導主事について準用する。

(その他の主任等)

第四十三条 中学校に、前二条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 第四十一条第七項及び第八項の規定は、前項の主任等について準用する。

(主任等の任期)

第四十四条 前三条に定める主任等の任期は、四月一日から翌年の三月三十一日までとし、再任を妨げない。

2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(司書教諭)

第四十五条 中学校に、司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 第四十一条第七項及び第八項並びに前条の規定は、司書教諭について準用する。

(職員会議)

第四十六条 中学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織運営について必要な事項は、校長が定める。

(職員の進退に関する意見具申等)

第四十七条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。

2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 死亡したとき。

二 公務上の災害を受けたと認められるとき。

三 学校教育法第九条第一号、第二号又は第四号に該当することとなったとき。

四 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当すると認められたとき。

五 教育職員免許状の有効期間が満了する日の二个月前に達したとき。

六 休職期間が満了する日の二个月前に達したとき。

七 引き続き三十日以上にわたる療養休暇(結核性疾患によるものを除く。)を承認したとき。

八 療養休暇の期間が三十日を超えたとき。

九 結核性疾患による療養休暇の期間が職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年千葉県人事委員会規則第二号)第八条第二項に規定する期間の満了する日の一月前に達したとき。

十 欠勤(職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(同条例第十条第一項の規定により代休日が指定された場合にあっては、当該代休日)において勤務しない場合を除く。)をしたとき。

十一 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。

(休暇)

第四十八条 職員の年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇は、次項に規定するものを除き、校長が与える。

2 職員の結核性疾患による療養休暇並びに校長の特別休暇(女性職員の出産によるものに限る。)、看護休暇、子育て部分休暇及び引き続き五日以上にわたるその他の休暇は、教育委員会が与える。

(休暇の承認)

第四十九条 職員の療養休暇、特別休暇(女性職員の出産によるものを除く。)、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇の承認は、校長が行う。ただし、前条第二項に規定する休暇(女性職員の出産による特別休暇を除く。)の承認については、教育委員会が行う。

(教員の研修)

第五十条 校長は、所属する教員(常勤の者に限る。以下この条において同じ。)について、その職責を遂行するために必要な研修を奨励するとともに、当該教員の研修に関する計画を立て、その実施に努めなければならない。

2 所属する教員の勤務場所を離れて行う研修は、校長が承認する。

(職務専念義務の免除)

第五十一条 職員は、その職務に専念する義務（以下「職務専念義務」という。）の免除を受ける場合には、あらかじめ校長（八日以上（校長にあっては、三日以上）の期間にわたって職務専念義務の免除を受ける場合にあっては、教育委員会）の承認を受けなければならない。

(出張命令)

第五十二条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の宿泊を要する県外出張（第十二条第二項又は第十三条第二項に規定する宿泊を要する県外出張を除く。）にあっては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(履歴書)

第五十三条 校長は、職員（事務職員を除く。次条において同じ。）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。

2 校長は、前項の履歴書を常に整理し、及び保管しておかなければならない。

3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。

(出勤簿)

第五十四条 校長は、職員の出勤簿を作成しておかなければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。

(職員の服務)

第五十五条 職員の服務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

第八章 学校評価

(学校評価)

第五十六条 次の各号に掲げる事項の実施については、教育委員会が別に定めるところによる。

- 一 省令第七十九条において準用する省令第六十六条第一項の規定による評価及びその結果の公表
- 二 省令第七十九条において準用する省令第六十七条の規定による評価及びその結果の公表
- 三 省令第七十九条において準用する省令第六十八条の規定による報告

第九章 施設及び設備の管理等

(管理)

第五十七条 校長は、中学校の施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない。

2 中学校の施設及び設備の管理については、この規則に定めるもののほか、千葉県教育財産管理規則（昭和四十五年千葉県教育委員会規則第十四号）に定めるところによる。

(防火及び警備)

第五十八条 校長は、毎年度初めに、中学校の防火及び警備の計画を作成しなければならない。

2 防火及び警備の分担は、校長が定める。

3 校長は、防火訓練及び消防設備の点検を定期的実施しなければならない。

(防火管理者等)

第五十九条 校長は、副校長又は教頭に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項又は第三十六条第一項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する防火管理者又は防災管理者を命ずる。

(非常変災等の対策)

第六十条 校長は、前二条に規定するもののほか、非常変災その他急迫の事態に備えて、生徒の避難及び管理その他職員のとるべき処置等についての計画を作成しなければならない。

2 校長は、学校の重要な文書、物品、教育記録に関するもの等については、非常持出品目録を作成し、搬出すべき文書物品等には、あらかじめ標識をつけておかなければならない。

第十章 事務処理

(備付諸表簿)

第六十一条 中学校において備え付けなければならない表簿は、省令第二十八条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業証書授与台帳
- 三 旧職員の履歴に関するもの
- 四 学校要覧
- 五 教育指導計画に関するもの
- 六 転学者及び退学者に関するもの
- 七 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第九条第一項の規定による承諾及び同令第十条の規定による通知に関するもの
- 八 生徒の賞罰に関するもの
- 九 職員の進退及び給与に関するもの
- 十 職員の旅行命令及び復命に関するもの
- 十一 職員会議録
- 十二 生徒の出席の督励に関するもの
- 十三 その他法令等に規定するもの
（指導要録等）

第六十二条 生徒の指導要録（写し及び抄本を含む。）及び出席簿の規格、様式及び取扱いは、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

（定例報告）

第六十三条 校長は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ当該下欄に定める期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日
一 四月、九月及び一月の各十日現在における生徒数、学級数及び職員数（事務職員を除く。）	四月、九月及び一月の各十五日
二 卒業認定の状況	四月一日
三 入学許可の状況	四月十日
四 職員及び生徒の健康診断の状況	実施後二十日以内
五 職員（事務職員を除く。）の出張、休暇及び欠勤等の状況	
イ 四月一日から七月三十一日までの分	八月二十五日
ロ 八月一日から十二月三十一日までの分	一月二十五日
ハ 一月一日から三月三十一日までの分	四月二十五日
六 年間に実施した各教科の授業時数	三月三十一日

（事故報告）

第六十四条 次の各号に掲げる事故が発生した場合は、校長は、速やかに教育委員会にその事情を連絡するとともに、後日詳細に報告しなければならない。

- 一 生徒のはなはだしい非行
- 二 生徒の事故による傷害又は死亡
- 三 感染症その他の集団疾病
- 四 災害その他の突発事故

（事務処理）

第六十五条 中学校における文書処理、公印の取扱いその他の事務処理については、この規則に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

第十一章 雑則

（新たに開校する中学校に関する特例）

第六十六条 次年度において新たに開校する中学校にあつては、当該中学校の校長が発令されるまでの間、次の各号に掲げる事務は、当該中学校の開設準備事務を掌理する者として教育委員会が命じた者が行うものとする。

- 一 第十条及び第十一条第二項に規定する教育課程の編成に関すること。

二 第二十五条の規定により教育委員会が定め、あらかじめ告示する決定方法に基づいて行う入学者の決定に関すること。

三 第二十六条第一項に規定する志願手続に係る事務に関すること。

(委任)

第六十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 第四十五条第一項の規定にかかわらず、学級の数が十一以下である中学校には、当分の間、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (平成二十年三月四日教育委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年三月三十一日教育委員会規則第五号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日教育委員会規則第十一号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月二十一日教育委員会規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年七月二十八日教育委員会規則第十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の表に加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(県立高等学校管理規則の一部改正)

- 2 県立高等学校管理規則(昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十八年三月三十一日教育委員会規則第八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日教育委員会規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年四月二十八日教育委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日教育委員会規則第四号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日教育委員会規則第七号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年十月三十一日教育委員会規則第十六号)

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日教育委員会規則第六号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二十一条)

第二号様式

(第二十九条第一項)